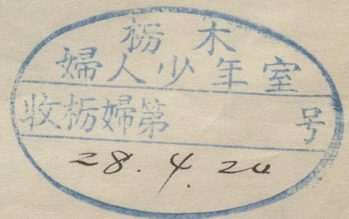


婦人	E
04	C
	4

第五回婦人週間

全國婦人會議報告概要

勞働省婦人少年局



は し が き

婦人の自主性確立を目標として第五回婦人週間は四月十日から一週間にわたって全国的に展開されました。この週間の中央行事として婦人少年局では朝日新聞社と共催で全国婦人会議を開催いたしました。

この会議は、四月十二日虎ノ門共済会館で行われ、全国の應募者から選ばれた六十名の婦人は、家庭、職場、社会のいろいろの問題について、それを解決するために「婦人はなにをなすべきかし」を熱心に討議いたしました。この会議の内容は当日の総会及び四月十三日の日比谷公会堂における中央大会で各部門別に報告されましたが、こゝに中央大会の報告をまとめてお目にかけます。

一九五三年 四月

全国婦人会議

「婦人はなにをすべきか」

家庭部門 家庭において婦人はどうすればよいか

第一部会 これからの家庭婦人のあり方

第二部会 農村婦人の家庭に於ける地位を高めるために

取場部門 取場に於て婦人はどうすればよいか

第一部会 婦人の労働条件を高める方法

第二部会 婦人が有能な取業人となるために

社会部門 社会に於て婦人はどうすればよいか

第一部会 のぞましい婦人団体のあり方

第二部会 社会福祉のために婦人のなすべきこと

東京教育大学助教授

磯野

誠一

農村問題研究家

丸岡

秀子

東大助教授

氏原

正治郎

国鉄労働科学研究室長

西川

好夫

法律家

久米

愛子

東大教授

飯塚

浩二

目次

一、家庭部門報告

一頁

二、市場部門報告

六頁

三、社會部門報告

一二頁

一、家庭部門報告

家庭部門では、「家庭において婦人はどうすればよいか」ということについて討議致しました。

まず第一部会の方から御報告申し上げますが、この部会は、都市の家庭婦人の問題に中心をおいて討議致しました。

「これからの家庭婦人のあり方」という議題で討論が進められましたが、アドヴァイサーとして教育大学の磯野誠一先生が御参加下さいました。

問題を四つに分けて、(一)生活技術を充分身につけていくだろうか。(二)新しい婦人としての知性を具えていくだろうか。(三)家族同士のつながりは民主化されているだろうか。(四)経済的能力を持つていくだろうか。という点について活潑な意見の交換がございました。

(一)の生活技術については、知性の高い人は技術も身につけているが、一般に虚栄心が生活の合理化を阻んでいること。今までの婦人は学校でも家庭でも家庭経済の運営についての教育を受けていないこと。婦人雑誌などが庶民階級の主婦の生活技術の向上に役立っていないこと。などがあげられました。

(二)番目の知性の問題では、地方の多くの婦人は婦人園圃も知らない状態であること。一般の家庭婦人には積極的に知ろうとする態度が見られず、時間がない、経済に余裕がないといつて半ばあきらめきつていく状態であること。時間的にも経済的にも余裕のある婦人の中に個人的な趣味に没頭しているいわゆる有閑マダムが多いこと。などが現状として話されました。

(三)番目の家族同士のつながりについては、夫と妻の關係がいまだに主人と家来のような縦のつながりで結びついている家庭が多く、従つて妻一人がギセイになつていくことが多いことや、民主化されている家庭の場合、家族同志には問題は無いが、近所隣りの批評に気を遣わなければならないということが起る。というような問題が出されました。

最後の経済力を身につけているかという点では、家計を助けるために、或いは自分の才能を活すために仕事をしたいと望んでいる婦人は相当に多いが、脳が得られない状態であること、また家庭と職場の両立が困難であるために悩んでいる婦人が多いこと。従つて内脳をもとめる人が多いが、内脳の賃金が安く、中間搾取がひどいというような意見が出ました。そうして、才能を發揮出来ない社会機構が問題であるということになりました。

以上が現状についての十人の出席者の意見でございましたが、次にこの対策について話し合いましたことを、要突だけ極く簡単に申し上げます。

まず生活技術でございしますが、従来の習慣や、考え方にとらわれず、計画性を以て合理化をはかり、家事労役に費やす時間をできるだけ縮めて、経済活動や、知性の向上、あるいは社会活動に振りむけなければならぬ。一人では買えない電気洗濯機も共同の力で買えることを考えるべきである。しかし家事の合理化は個人の努力もさることながら、家族の協力、ひいては社会的な解決へまで持つていかなければならぬ。それには政治力が必要であることを婦人はもつと強く認識する必要があるという結論でございました。

次に知性を高めるための対策でございしますが、新聞を読む、仕事をしながらラジオを聞く、いろいろの会合にできるだけ出席する、読書をするというようなことによつて知性を高めることができるわけでございますが、台所における小さな問題にも疑問を持ち、その疑問を追求してゆくことによつて自分の生活と社会とのつながり、政治のあり方などを理解することができ、婦人としての自覚を持つてその疑問を解決する方向に進んでゆける。それが現在最も要求されている知性であり、この知性を高めてゆくために私達は決して家庭内だけに止まらず、社会の中に自分の場を見出して入つてゆく必要があると結論されました。なお子供の教育についても、家庭に閉込もつてゐる母親の愛情を一身に浴びてゐる子供より、社会とともに進歩する母親に育てられる子供の方が幸福であらうということでもございました。

家族関係の民主化についてはお互いの人権を貴ぶことが根本で、家族会議を持つこともよいが、そこへ到達するまでが問題であるから、事あるごとに婦人も大いに発言すること、夫が無理解な場合は時には建設的なケンカも必要であるということがいわれました。民主的な家庭生活を営んでいることに対して起る世間の批評を気にする必要はないが周囲の無理解な婦人に対しては、自分と同じ気持ちになつてもうかうように理解を深める努力が必要であるという意見でございました。また子供が成長して家庭を持つた後の親子の同居の問題がら、よい施設を備えた養老院がほしい、そのために社会保険制度の確立を望むという要望もございました。

最後の経済的能力を身につけるという問題では、私達の娘には絶対に結婚を目標とした教育を受けさせない、一人の独立した職業人としての教育をうけさせようというのが全員の一致した意見でございました。内職の組織化についても真剣に論じられました。夫をもとめる者には夫が得られるような社会をつくる必要であり、保育所等の社会施設も完備されなければならないという結論に達しました。最後にこれらの問題を具体化するためには、一人一人がよいと思つたことはすぐ実行することが必要で差当つて目前に迫つてゐる選挙に当つては、生活を高めるための政治が行われるように黄い一票を投じようということを確認されました。

次に第二部会の御報告を致します。

第二部会は、農村婦人の家庭における地位を高めるにはどうすればよいかという議題について、丸岡秀子先生をアドヴァイサーとして、討議致しました。まず農村婦人が現在置かれてゐる立場がいろいろを出席からのべられました。その主旨は、

一、農村婦人の労力は非常に過重であるが、そのわりに評価されてゐない。すなわち婦人は朝早くから夜遅くまで働いてゐるが、家計の実際さへ知らされず、新報を読むことにも気がおきてゐるということ。

二、農業が機械化されても婦人の労力は決して軽くなるまい。これは浮いただけの労力が農家の家計をら

くにするために養けいや養蚕、はたおりなどにむけられるためで、これには税金が高いこと、物価と農産物価格がつりあつていないことなどが原因としてあげられました。

三、生活改善も農家の家事労力が農業労力と同じに評価され、農業との関連において行われるのでなければ実現できない。洗濯は雨降りや夕方など農業労力の合間に行われるのが普通であり、育児に手が廻らないため、子供がいろいろに落ちたなどといういろいろな例があげられました。

四、これを解決した一例として、山向の一軒家という非常に困難な条件のもとに、自家発電によつて農業労力と家事労力の合理化を図つてゐる実例の報告もありました。

五、婦人の向上を阻むものとしては、

(1) 夫や家族の無理解

(2) 農村にまだ多く残つてゐる迷信や古い習慣

(3) 婦人自身に向上しようとする意志も目標もない

(4) 生活に計画性がない

(5) 婦人が経済力を持つていないこと

などが挙げられました。これらは、

(1) 農家経営が、家族労力であり、嫁や子供はただの労力にすぎない

(2) 過小農経営で、家族が労力に対する報酬を主張し得ない、食べるだけの生活であるという、曰ふ農業のしくみにもとづくものであることが指摘されました。

婦人の地位を高める対策としては、

1. 婦人自身が家族の向に理解され認められるような実せきをつくること

2. 毎日の生活を大切にして自分の趣味を生かすこと

3. 日常生活の計画化に当つて家族全員の協力を求めること

4. 嫁、姑は上下の關係でなしに苦勞を分けあう對等の人間として互いにみとめあうこと
5. 婦人会、生活改善クループ、農協婦人会等によつて横のつながりを持つこと
6. 婦人が自主的な活動をする態度をつくるため団体の役員などはまわりもちにすること
7. 勞作を軽くするにめ、村毎に保育所を作ること
8. 婦人が經濟に参画できるように自分自身を高めること
9. そのためには農家の生活の実態をはつきりさせる一覽式家計表をつけて農業と家事とを一貫した生活の計畫化をはかること
10. 結局農村婦人は米価や物価の動きにも常に関心を持つてゆかなければならない。これは政治にもつながる大きな問題であるということが強調されました。

家庭部門の御報告はこれで終ります。

二、職場部門報告

職場部門の「職場において婦人はどうすればよいか」ということについて私共は「婦人の労働条件を高める方法」と、「婦人が有能な職業人となるために」という二つの問題について話し合いました。そのために先ず私達の職場の現状が問題になりましたが、その中で男女の差別ということが最も大きく取り上げられました。

先ず賃金の問題では労働基準法の男女同一賃金の規定によつて初任給は殆ど同一になりましたけれども、まだ中小企業や労働組合のない処などでは初任給にも男女の差があるところがありました。

また初任給が同一の所でも昇給や昇格に差があり、責任ある地位につくことが出来ないために永い間には結果として男女の差別が生まれてくるという婦人の職場の配置に対する差別の問題も討議されました。たとえば九生間文書発送ばかりさせられていた婦人^{（七）}もあつた。又女なるが故にいつまでも雇^{（八）}の身分でおかれ同じ学歴、同じ勤続年数の男性が自分をおいこして昇格してゆくのを指をくわえてみおくつていなければならぬというような例が出ました。

次に女はほんの腰かけ的な二三年の間、職場の花として或いは不熟練労働者としては大いに利用されるけれども、熟練者として眞剣に地位を高めようとする婦人や、永く勤めようとする婦人はいろいろな困難にぶつかるといふことが問題になりました。たとえば三年位たつと自然と退職してゆかねければならぬように使用者からしむけられることがあり、又停年^{（九）}に達しない女教師が辞職勧告を受けた例も話されました。又結婚するとやめさせられたり、扶養^{（一〇）}の婦人が辞職勧告を受けたり、折角あつた職場の托児所が、既婚婦人は雇わぬといふ方針のもとに廃止されようとせしめられてしまつた。男は五十五才、女は五十才というように停年に差別がつけられていゝ例も出ました。

又働く婦人の能力が男性に劣るといふことがしばしば問題にされますが、職場で行われる研修や講習会

などに男性ばかり参加させて、婦人は参加させないという事実が、婦人を有能な職業人にすることをはばんでいるといふ深刻な悩みが語られました。

次に坊く婦人は労働基準法によつて保護されていますが、それが充分に行われていない。処もあるという声や、又一方においては、保護されるが故に、却つて婦人の職場がせめられてゆくのではないかと、いふことが問題になりました。

実地されていない処では監督を充分にしてほしいといふことが要望され、同時に母性保護の立場から、又日本を文化国家として守つてゆくためにも、労働者も使用者も現行の基準法を絶対的に守らねばならないといふことが語られました。又男性と差別されないためには、女性の労働時間の制限を或程度緩和してもよいのではないかと、いふ一部の意見も出ましたが、そのような女性の労働条件を引き下げる消極的な考え方ではなく、むしろ男性とも協力して男性の労働時間を短縮する方面にもつてゆくことこそ望ましいといふ積極的意見も出しました。

次にこのような男女差別の状況が存続する原因を考へてみました。如、社会、職場、家庭にまだ根深く残つてゐる封建性と、それにもとづく女性に対する偏見が最も大きく取り上げられましたが、同時に女性の側にも反省すべき点が少ないといふ意見もかなり出しました。

たとえば職業意識が低く、安易な仕事の方が楽だといつて責任ある地位につきたがらなかつたり、一人前の仕事の責任をもたされていながら、自ら難用を引き受け、そのために仕事の能率は低下し、労働過重で病氣になつた人があるといふように女自身の中にも封建性が残つてゐるといふことが語られました。

又同性の昇進に対して婦人の地位の向上に協力するといふことを考へず、むしろ知广をするといふようなこともしばしばみられるといふことが出ました。そこで私共婦人は職場でなにをなすべきか、対策として、婦人自身にある問題と、社会、職場に關連する問題の二つに大別して話し合いました。

婦人自身の問題としては、一、職業意識をたかめる。二、職業技術を習得する。三、家庭と職場の両立をはかるの三矣。社会、職場に關連する問題としては、社会施設の設置拡充、婦人の職業に対する理解の二

矣について討論いたしました。

一、先づ職業意識をたかめるためには、

○婦人は経済のためにばかり働くのではなく、仕事に自身と誇りを持つこと。

○単純安易な仕事に安住しないで、職場になくはならない存在になること。

○すすんで責任あるポストにつく努力をすること。

○仕事のながれ、企業の組織、経営機構に至るまで、よく理解し、自分の仕事を完全にマスターすること。

○家庭と職場、個人と公人の切り換えをはつきりさせること。

○単に職場の花としての存在でなく、一個の職業人として働くこと。

○結婚、出産、育児の場合も仕事を中絶しないという気構えを持つこと。

結婚した婦人は職業人として適さないとか、逆に独身婦人に対する偏した考え方もありま
すが、深い生活の経験による人間完成という点では、むしろ、婦人の仕事にも巾がついて、よい仕事
ができるという意見もでした。

二、技能を習得するには、学校教育に於て、技術的な習練を充分に行い、今まであり来たりの婦人の職業
よりもつと広く、個性によつて技術をみがくという方向にすすめること。婦人の技術は従来のように半
熟練的でなく専門的であるよう、職業を生涯のものとして習練したい。

現在職場にある人は、先ずあらゆる機会に職業に練達しようとする意欲を持つ一方労働組合使用者が
技術をたかめるための講習会や技能コンクール、企劃訓練など興味と変化にとんだ方法による現任訓練
をすること、更に進歩、認定の証明を出したり、ポストを与える。賃金を高めるなどの張り合をつけ
ば尚更よいこと。

その他男子と同様に職場の配置転換によつて仕事の経験をたませる。ポストにつけるための研修をす

る。派遣生、委託生のチャレンスを婦人に与えることなどがあげられました。

以上職業的専門教育のみならず、生活の基礎となる一般教養をたかめ、視野を広めることも大切であります。

組織を持たない婦人については、初く婦人同志の横のつながりを以てたかめる。之には指導者の養成、講師の抜カがのぞまれています。

何れにしても婦人は男子に較べて、根本的には能力は劣っていないので、甘い考え方や劣等感を捨て、感情の不安定をわり切ることが先決といわれました。

初く必要に迫られながら、職業的技能を持たない人の多い未亡人に対しては、法の保証もありますが、尚授産輔導の施設は是非拡充する努力をすること、また女でなければならぬ適職の分野を開拓することなどが切実な問題としてとりあげられました。

三、家庭と職場の両立については、先ず婦人が初くという態勢をととのえるために、家庭生活の工夫、生活技術の能率化、家事労働の家族分担、自主的家庭教育、男性の理解の問題があります。

ところで、現任の新しい若い世代の男性はこの点については、覚悟しているという意見も出ました。尚ここに時間制の家政婦のように、手すきの婦人が初く婦人の家庭をたすけるパートタイムの方法をひろめたいという意見も出ました。

次に社会及び職場に関連する問題としては、婦人を初きよくするために現任の社会施設を拡充、或は新

置すること。第一に托児所の数を多く各所に設けて利便をやすくする。乳児もある程度を設けし、保母の訓練をすること。更に共同炊事、洗濯、産院、托児の診療まで発展させたによいということ。放課後の少年少女のグループ指導、共益の初く肩の住宅の解決もとよりあげられました。

その為に必要な資金として厚生年金の余剰などが出ましたが、今すぐ差当つて私共の出来ることとして、隣人愛の協力、グループ活動、婦人団体の活動も切に希望されております。

取組の問題を解決するためには、初くものの組織の力によつて解決しなければなりません。婦人の労働組合の活動はまだ活況だとは云えませんが、それを活況にするためには

1. レクリエーション活動を活況にすること

2. 婦人に身近な問題を取り上げること

3. 婦人役職を出す様にすること

4. 婦人の問題は婦人自身で解決するようにすること

5. 組合活動をする婦人に対して赤のレツテルをはつたり、女らしくないといつてつまはじきをする様な傾向が残つているので組合の指導者は余ほどの覚悟と努力が必要です。

終りに

根本的に大切なことは

○娘を結婚オ一主義に就取させること

○結婚を妻の座にのみめとめようとする男子の考え方

○婦人をいわゆる女としてのみ扱う取組の考え方

など一般社会通念の排拒をする一方、女性自身も「取組には女が欠くことのできない要素であること」を認めさせるよう、女の實力をしめすこと。

、あらゆる職場の權のつながりを持つこと。

要するに現状は「女性も人として職業をもつことは当然であるという段階に來ている」ということを社会も女性自身も認めること。そこにおおらかな生き甲斐と希望を見出したということが強力にのべられました。

充分時間がありませんので、いいつくされませんが、以上をもつて概略報告いたします。

三、社会部門報告

社会部門の才一部会では、社会に於ける婦人の生活を高めてゆく一つの力としての婦人団体について、望ましい婦人団体のあり方という議題で討議いたしました。

出席者十名の理想としてゐる处は大体共通していましたが、現実の問題として、成功している例と、不成功の例との対照が余りにも顕著なので、実際に所屬している、又は直接間接に接触する地域婦人団体、その他の婦人団体の現情を発表し、互いに反省する事によつて今後の方向を見出すという方法を採りました。

問題として先ず次の二点が才一に上げられました。

1. 婦人は協同活動の能力を身につけてゐるか

2. 現在の婦人団体の運営方法は進歩したか

一般に見られる傾向としては、単なる親睦といった程度でなく、会員に明確な目的があつて結成され、その目的の為に地味な活動に努めてゐる。もより会、農村の経済生活に結びついた研究クルー等は一、効果をあげてゐる場合が多いようでした。

けれど古い指導者の中には後進の人の進歩をおさえようとする態度の人があり、婦人の進歩をはなむ者は、婦人自身の中にもあるということ。又規約等の形は一応民主的であつても、それが天下りに出来たものであつたり、今だに会の事等に独断的なものがなく、上^ウよりの指示に追われている处や、役員になる者が一部のみに固定し、同一の人が長い期間任期についてゐる处や、婦人会が一部の人の社交場化してゐる处などの現状があげられました。

之については、会員がそのまゝ見過してゐるのも悪いが、同時に指導者も大いに反省の必要があるとして、それを改めてゆく工夫として、

一、ひとりひとりの知性を高めることが必要だが、その方法として婦人学級等によるのはいいのではないか。

一、会への入会、脱退は、あくまで本人の意志により自主的にしなければならない。指導者も皆がそのようにできるような態度をとるべきである。

一、会員が物を考え、発言になれるように、小さなグループ活動を活発にするとよい。

一、部制や委員会制にして、それぞれが責任をもつようにすれば、仕事は皆に平均し、広く多くの会員が活動するようになる。

等の点があけられました。

又婦人団体の事務が、その団体自身の手でさばけない処があるが、それには会員ががり版の練習から始めて、努力してゆけば、困難ながら処理できるようになるでしょうということです。

次ぎに「よりよい社会の実現のために役立っているか、又何ができるか」という点につき討議いたしました。

これについては、現在の活動状況では、婦人団体の全国的提携によつて、大きい問題にあたらない。ならない。として例えば特飲街設置反対とか、政治浄化の爲の連座制提唱等があけられました。成功したものには、候補者を呼んで、立会演説会をもよおし、政治教育をしたもの、政治浄化のため、選挙違反候補を婦人団体の立論により、事前に立候補断念に効を奏したものもありました。

又福祉施設設置の面では、保育園、愛育園の経営は勿論のこと、母子寮、養老院、幼児学校の設置のため、立論を作るのに努力した事実等が発表されましたが、これは社会才二部門で社会福祉のために婦人はどうすればよいかの討議の結論としてあけられた。

一、組織を作つてその力で広く社会に呼びかけ、立論を起し、実質的な社会保障制度の法律化とその

実施のため、国会に働きかける

二、個々の問題を常に社会性の關係に於て考え、協同の力、更に縦横の組織との連絡協力によつて、解決努力する

ということにも一致するものであります。

オニ部会では「社会福祉のために婦人はどうすればよいか」ということについて、十人の出席者からそれぞれ意見発表がありました。そのうち

一、生活援護の問題

二、社会教育の問題

の二つを議題として討議しました。討議された主な問題点は

一、の「生活援護」の方では「母子古帯の問題」と「保育所」がとりあげられ「母子古帯の問題」としてオニに昨年十二月二十九日制定、本年四月一日から施行となつてゐる「母子福祉資金貸付法」の適切な運営を切望する。即ち給付金額を最高五万円と限らず弾力性をもたせてほしい。このために私達は法を改正するため国会に働きかけなければならぬ。事務当局に対して貸付事務の敏速と公正かつ厳重な選定をのぞむ。又資金により事業をしようと思ふときは、一人々々協力受けるより数人連帯で貸付をうけて資金を数倍にして協同の事業を起すことが事業の堅実性、永久性もあり、中間搾取も防ぎやすいし、結局収入の安定率も高いということが討議されました。オニに、これら貧しい母子古帯の母親が安心して働くことが出来るため職場にあるような百%費用支給の医療保険制度がほしい。これは未亡人組織が一つになつて作ることも考えられる。オニに戦争遺家族問題中遺族年金の適用対象に実質的でないわくを設けず、広く戦争犠牲者全般に行きわたらせてほしい。これも国会に働きかけて法を変えるようにしなければならぬ。

又、両親がそろつていない子供に対しては就学等の際偏見を持たず、むしろ他の条件の同じ者が二人いる場合は優先的に採用する程の社会連帯責任と大きな愛情をもつてほしい。これは婦人団体等の力で強くよひかければ舌論を動かすことが出来ると思ふ。次に保育所の問題ではオニに、現在母親が働くために非

常に要望されている保育所の増設がはか／＼しくなく、かつ体験からみて設立することが困難である。なか／＼資金が得られない、実際には幼児の保護教育という同じ目的を持つと思われるのに、厚生省関係の保育所には補助金が出るが文部省関係の幼稚園には補助がなく、又幼稚園には入所児童の制限条件はないが保育所には生活状態の制限がある。せまい田舎には、これら二種類の施設はなく、実際問題としていろいろの矛盾と不自由がある。何とか一本化する方法はないものか。これも法の改正が必要となる。

次に二番目の社会教育問題の面では、「今迄によいといわれるあらゆる啓蒙方法を試みたが、なおかつ無自覚な婦人層の目を覚すにはどんな働きかけをすればよいか」というのに対して、根気よく婦人団体等の組織を利用してお互に啓蒙し合い、一方、社会教育の政策実施面からも一層の積極的援助を願う。そのためには障壁となる婦人団体のボス幹部をなくすよう、又実績をあげている他県団体と横の連絡をとって協力してもらうよう連絡をとる。

それからもう一つ婦人ならびに青少年を含めた社会教育活動の一つとして健全なレクリエーションが必要である。単なる興味本位のものに流れないよう、団体どうし縦横に連絡協力しあつて研究しなければならぬ。

このほか純潔教育、その他の青少年教育があげられましたが時間がなく討議することが出来ませんでした。

結局結論として以上二問題を解決するため私達が生かすはならないことは

一、組織を作つて、その力で広く社会によびかけて世論を起し、実質的な社会保障制度の法律化と実施のため国会に働きかける。

二、個々の問題を常に社会性の関連において考え、協同の力、さらに縦横の組織との連絡協力によつて解決するよう努力する。

ということに到達したのです。以上で社会部門の御報告を終わります。

一九五三年四月十七日印刷

一九五三年四月十八日發行

編集兼

東京都千代田区大手町一七

発行人

労働省婦人少年局

印刷人

今井正作

印刷所

東京都文京区駒込坂下町一一〇

工文社

